

## 埼玉県告示第 2 0 5 号

私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 2 9 号）第 2 条第 4 号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度に係る私立学校振興助成法（昭和 5 0 年法律第 6 1 号）第 1 4 条第 2 項に規定する計算書類及びその附属明細書とともに提出する書類から適用する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

埼玉県知事 大 野 元 裕

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 2 3 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告